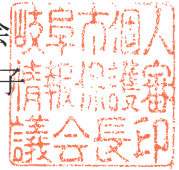


答 申 第 3 1 4 号
令 和 3 年 7 月 2 1 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定により、令和3年7月19日付け岐阜市ま住第78号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市が設置する市営住宅においては、それぞれ入居者が使用する駐車場が設置されている。

この駐車場の使用については、当該市営住宅にその入居者で組織する自動車保管場所運営委員会（以下「運営委員会」という。）がある場合には運営委員会が、ない場合には当該市営住宅の入居者が、市から許可を得て使用することとされている。

令和3年3月から、市営住宅の一つであるハイツ桜木の駐車場の使用に関し、従来の運営委員会が許可を得る方法から、入居者が市から直接許可を得て駐車場を使用する方法に変更された。

これに伴い、方法変更前に運営委員会で管理されていた駐車場の使用者に関する情報は、本市のまちづくり推進部住宅課に引き継がれ、本市において管理することとなったが、この駐車場の使用者に関する情報について、その管理を円滑に行うため、当該市営住宅の自治会長に提供をするものである。

2 提供する個人情報

- ・当該駐車場の使用許可を受けている入居者（以下「駐車場使用者」という。）の部屋番号及び使用している駐車場の区画
- ・駐車場使用者が駐車している車両の車種、色及び自動車登録番号又は車両番号

3 意見

適当なものと認める。